



アイヌタイムズ

第43号

2007年12月10日(月) アイヌ語ペンクラブ

アイヌタイムズ第43号(2007年12月10日発行)からアイヌ語抜粋
著者: 横山裕之

先住民族の権利宣言

(アイヌ イタク [アイヌ語])

モシリ エピッタ 先住民族 ウタラ 3億7000万
パクノ オカ ヤク アイエ。

2007 パ 9 チュプ 13 ト タ ニューヨーク ウ
ン 国連 オロ タ ウウエカラパ アン ヒタ、"先
住民族の権利に関する国連宣言" (先住民族
ピリカノ オカ クニ アキ エアシカイペ マカナ
ク オカ ヤ カ アヌイエ カンピ) アカラ ルウエ
ネ。ラムオシマ 政府 ポロンノ オカ ルウエ
ネ。

143 政府 ラムオシマ ワ、イネ 政府 コパン
ワ、政府 シネプ イカシマ ワン ペアナクネ
ネプ カ ソモ イェ ルウエ ネ。

ネ 宣言 コパン ペ アナクネ、カナダ、アメリ
カ、オーストラリア、ニュージーランド 政府 ネ
ルウエ ネ。タネ、コロ 土地 ネヤ 資源 ネヤ
先住民族 コホシツパレ ヤッカ ピリカ ヤ カ
ウコチャランケ ヒ クス、エネ コパン ペ ネ
ルウエ ネ。

日本政府 ラムオシマ ア コロカ、民族自決権
ネヤ、集团的権利 ネヤ、財産権 ネヤ、ウサ
オカ 権利 アナク、エエセ カ エラムカツチャ
ウシ ヤク アイエ。

先住民族の権利宣言

(日本語)

先住民族は、世界中に約3億7000万人いる
とされています。

2007年9月13日にニューヨークで国連総会
があった時に、「先住民族の権利に関する国
連宣言」(先住民族の出来ることがどのよう
なものであるか書かれた文書)を賛成多数で採
択しました。

143の政府が賛成し、4つの政府が反対し、11
政府が棄権しました。[この政府は何も言いま
せませんでした]。

カナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージー
ランドは、土地や資源など国内先住民族との間
で問題を抱えているので、反対しました。[この
宣言に反対したのはカナダ、アメリカ、オース
トラリア、ニュージーランドの政府です。現在、自
国の土地や資源を先住民族に返してもいいか
どうか論議しているため、そのように反対した
のです。]

日本政府は賛成しましたが、民族自決権や集
团的権利や財産権などの権利の適用には難
色を示しているようです。[日本政府は賛成し
ましたが、民族自決権や集团的権利や財産権
などいろいろな権利は、承諾に気が進まない
とのことです。]

日本国憲法 カ タ、権利 アナクネ シネン ピ
シノ アン クニ アヌイエ ワ アンクス、ネ 憲
法 アエアシリカラ ヤク エアシリ 民族 コロ
権利 カ アラムオシマナンコロ コロカ、日本政
府 エネ イキ ヒ コパン ワ アン ナンコロ。

ロシア ネヤ ナイジェリア ネヤ ネプ カ ソモ
イエ ルウェ ネ。

ネ 宣言 カンピ カ タ、前文 (ホシキノ アヌイ
エ ヒ)、オラ 条文 46 (イワンペ イカシマトウ
ホツネ プ) アヌイエ ワ アン ルウェ ネ。前
文 カ タ エネ アヌイエ ヒ; "ウエン ケウトウム
コロ ウタラ 先住民族 ウタラ コイキ パ ワ、
コロ モシリ ネヤ 資源 ネヤ コウイナ ワ イ
サム ルウェ ネ。ネワアンペ アエラムポキウ
エン ルウェ ネ。

先住民族 政治 オロタ 自決権 コロ クニ プ
ネ ワ、土地 ネヤ 資源 ネヤ コロクニ プ ネ
ワ、コロ プリ アウエンテ カ ソモ キ ノ オト
ウ サスイシリ チェオマレ クニ プ ネ ワ、知
的財産権 カ コロ クニ プ ネ。ウサ オカ 権
利 コロ クニ、国家 ウタラ エヤム パ ヤク
ピリカ。" セコロ アヌイエ ワ アン ルウェ
ネ。

ネ 宣言 アナクネ、アコパン ヤッカ ソモ ア
イコイパク ペ ネ コロカ、インネ ウタラ アエ
オリパク ペ ネ ナンコロ。

ウサ 国家 オロ ウン 裁判所 ウン ウタラ
ネ 宣言 ヌカラ パ ワ、カシ タ アヌイエ 権
利 ヤイコエヤム パ ヤキム、ネ 宣言 国際
慣習法 ネ アラムオシマ プ ネ ナンコロ。

ホシキノ ウコイソイタカン ヒ ワノ、タネ 22
パ パクノ シラン ワ エアシリ、モシリ エピッタ
オカ 先住民族 ウタラ 国際的権利宣言 キ
エアシカイ ルウェ ネ。

これは、個人を権利主体としている日本国憲
法との関係上、憲法改正の問題に発展しかね
ないためだそうです。[日本国憲法には、権
利は一人ずつ存在するように書かれているの
で、その憲法を作り直せば初めて民族の権利
も認められるでしょうが、日本政府はそれを拒
んでいるでしょう。]

ロシアやナイジェリアなどは、棄権しました。[ロ
シアもナイジェリアも拒みしました。]

宣言は、前文と46カ条からなり、植民地化など
歴史的な不正義によって、先住民族の土地や
資源が奪われたことに憂慮を表明しました。
[その宣言の紙の上には、前文(最初に書か
れたこと)、そして条文が46個書かれていま
す。前文にはこう書かれています:「悪い心
を持つ人たちが先住民族をいじめて、その土
地や資源を奪ってしまいました。そのことを私
たちは気の毒に思います...」]

先住民族の政治的自決権や土地・資源に対す
る権利、文化的伝統を实践・復興する権利、知
的財産権など幅広い権利を掲げ、各国が「達
成を目指す基準」として明記されています。[先
住民族は政治において自決権を持つべきであ
り、土地や資源を持つべきであり、その文化は
荒らされずに何代にも渡って続くべきであり、
知的財産権も持つべきであります。彼らがいろ
んな権利を持つように、国家たちは気遣いな
さい」と書かれています。]

これは、法的拘束力はありませんが、影響力
は大きいと言われています。[その宣言は、拒
んでも罰せられはしませんが、多くの人たちが
敬うものになるでしょう。]

各国の裁判所が宣言の諸権利を尊重していけ
ば、国際慣習法として通用することにもなりま
す。[いろいろな国家の裁判所の人たちがこの
宣言を読んで、その上に書いてある権利に気を
配るならば、この宣言は国際慣習法として認
められるものになるでしょう。]

起草から22年を経て、アイヌ民族ら世界の先
住民族は初の国際的な権利宣言を獲得しまし
た。[最初に話し合ってから、現在まで22年
の時が流れて初めて、世界中にいる先住民族
たちが国際的権利宣言をすることができまし
た。]

ホシキノ、アフリカ オロ ウン 国家 51 (シネプ
イカシマ ワンペ エ-レホツネ プ) アナク ネ
宣言 コパン ア コロカ、オカケ タ "ネ 宣言
アナクネ アニ 国家 ウン ウタラ アウコイキ
レ ワ アウエンテ クニ プ カ ソモ ネ。" セコ
ロ アヌイエ ワ クス、オピッタ ラムシンネ ワ
ラムオシマ ルウェ ネ。

カナダ オロ タ 3270 万 パクノ ウタラ オカ
ヒケ、オレ タ 130 万 パクノ 先住民 ウタラ
オカ ルウェ ネ。カナダ アナク、アメリカ ネヤ
オーストラリア ネヤ ニュージーランド トウラ
ノ、コロ イレンカ (国内法) ハイタ クス コパ
ン コロ アン ルウェ ネ。

ネ ワ オカ 国家 ウン ウタラ アナク、オロ
ウン 先住民 カトウ レンカイネ、タネ 政策
カラ ワ オカ ルウェ ネ。ネ 宣言 ラムオシマ
ヤクン、イキヤウン スイ ナア 土地 ネヤ 資
源 ネヤ アタイエ カラ ワ セコロ ヤイヌ ワ
シトマ コロ オカ ルウェ ネ。

日本 オロ ウン 町村外務大臣 エネ ハウエ
アン ヒ: "日本政府 アナクネ、集団的権利 ネ
ヤ 自決権 ネヤ 財産権 ネヤ エネ ヤイヌ
ヒ イエ ワ オラ、ネ 宣言 ラムオシマ ルウェ
ネ。" セコロ ハウエアン。

コロカ、日本政府 エネ ルイノ ハウエアン ヒ;
"民族自決権 セコロ アン イタク イペ アナク
ネ、シネ 民族 コロ コツカ オロ ワノ パイエ
ワ イサム クニ 権利 カ ソモ ネ。

集団的権利 アナクネ、日本 モシリ タ アコパ
ン ペ ネ ルウェ ネ。財産権 アナクネ、国内
法 イレンカ アニ カトウ レンカイネ ウサ ハ
ットホ オカ ルウェ ネ" セコロ ハウエアン。

宣言をめぐっては当初、アフリカの51カ国が難
色を示していましたが、宣言が[国家の政治的
統一を脅かすものではない]との文言が盛り込
まれたことで賛成に回ることになりました。[最
初に、アフリカの国 51 はその宣言を拒みまし
たが、その後『この宣言はそれによって国家の
人たちをケンカさせて害を与えるべきものでは
ありません』と書いたので、みんな安心して同
意しました。]

人口 3270 万人のうち 130 万人の先住民を
抱えるカナダ政府は、米国、オーストラリア、ニ
ュージーランドとともに国内法との整合性が取
れないなどの理由で反対しています。[カナダ
には 3270 万ほど人たちがいますが、その中で
130 万ほど先住民の人たちがいます。カナ
ダは、米国やオーストラリアやニュージーランド
とともに、自国の法律(国内法)が足りない[思
慮に欠ける]ので拒んでいます。]

これらの国々は、国内の先住民について、
一定の政策を行っており、宣言の採択によっ
て、土地・資源の一層の賠償、補償などの要
求を恐れています。「これらの国家の人たち
は、そこに属する先住民の状況によって、も
う政策を行っています。その宣言に同意すれ
ば、ひょっとしてまたもっと土地や資源の支
払いをするのだろうかと考えて恐れています。]

日本の町村外務大臣の説明によると、日本
は、集団的権利や自決権、財産権について、
日本の解釈を説明した上で賛成したそうです。
[日本の町村外務大臣はこのように言いま
した。『日本政府は、集団的権利や自決権や財
産権の考え方を言ってから、その宣言に同意
した』と言いました。]

日本は、「民族自決権は国家からの分離・独
立を意味しない」ことや「集団的権利は一般
的に認められていない」ことや「財産権は国内
法で合理的な制約が課せられている」ことな
どを強調して賛成しています。[しかし日本
政府はこう強く言いました。民族自決権とい
う言葉の意味は、ある民族がその国家から
出て行ってしまうための権利ではない。集
团的権利は、日本では拒まれるものである。
財産権に関しては、国内法によって場合
によりいろんな禁止令がある。]

カシウン、日本政府 ナア アイヌ ウタラ 先住民族 ネ クニ ラムオシマ カ ソモ キ ルウエネ。

ヘマンタ クス ネ ヤ? ホシキノ、"先住民族" セコロ アン イタク イベ、国家 ウタラ ウトウル タ ネ ヤッカ ウウエシナイ ノ アラム パ ワ アン ペ ネ ルウエネ。オラ、省庁 カ ポロンノ オカ クス ナニ ケウトウム オシツチウ レ エアイカブ オルシペ ネ ヤク アイエ。

ウサ オカ 省庁 タネ アン イレンカ ヌカラ パ コロ エヤイコシラムスイパ ワ、政府 イエヒ テレ ワ アン ヤク アイエ。

政府 オロ タ ネワアン 権利 オルシペ エウ コラムコロ クニ ウシケ イサム。道ウタリ協会 アナクネ、9 チュブ 18 ト タ 国連宣言採択 オルシペ ヌ ワ、道議会 オロ ウン 陳情書 カンピ サンケ カ キ、知事 オロ ウン 要望書 カンピ サンケ カ キ ワ、オラ 政府 エウン、アイヌ ウタラ 先住民族 ネ ヒ ラムオシマ ワ、審議機関 カラ ワ オロ タ ピリカ サニヨ キ クニネ コラムコロ ルウエネ。

陳情書 カンピ カ タ エネ アヌイエヒ; "(1) 明治政府 アナク アイヌ ウタラ 先住民族 ネ クニ ラム ルウエネ。(2) アウエンテ ウタラ エピリカレ クニ ホオリトウ イサム。(3) 内閣官房長官 カラ 私的懇談会 'ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会' アナクネ、1996 パ タ 報告書 カンピ ヌイエ ワ、カシ タ コクレン マカナク ハウエアン ヤ カ アヌクニ プ ネ。セコロ アヌイエ ワ アン。オロワ、タプネ カネ 国連 オロ タ 権利宣言 アラムオシマ ワ クス、道議会 アナクネ 政府 意見書 サンケレ クニ プ ネ、セコロ アヌイエ ワ アン。

また、日本政府はアイヌ民族を先住民族であると結論を出していないという立場のようです。[その上、日本政府はまだアイヌの人たちを先住民族であるとは同意していません。]

その理由として、一つ目には、先住民族の定義というものが、国際的に議論がまとまっていないということであり、二つ目には、関係する省庁も多数に上り、意見がまとまっていない状況であるということだそうです。[どうしてでしょうか? まず、先住民族という言葉の意味は、国家たちの間でも違って考えられているのです。そして、省庁もたくさんあるのですぐに決定できない話だと言います。]

各省庁は、国内法制との関係を精査するなど予備的な作業に努め、政治的な判断を待っている状況のようです。[いろいろな省庁が現在の法律を見ながらそれについて考えて、政府の言うことを待っていると言います。]

国には権利問題を扱う窓口機関もないのが現状のため、道ウタリ協会は、9月18日に、この国連宣言の採択を受けて、道議会に陳情書、知事に要望書を提出し、国に対し、アイヌ民族を「先住民族」と認め、審議機関で総合的な民族政策を策定するよう働きかけることを求めています。[政府にはその権利の話と相談する場所がありません。道ウタリ協会は、9月18日に国連宣言採択の話と聞いて、道議会に陳情書を出し、知事に要望書を出し、そして政府に対して、アイヌの人たちが先住民族であることに同意して、審議機関を作ったのでよい政策をするように相談しました。]

陳情書は、(1) 明治政府はアイヌ民族を先住民族と扱っていた(2) 格差を是正する法律がない(3) 内閣官房長官の私的懇談会「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書(1996年)は国連の動向を見守ると述べており、その国連が権利宣言を採択した、などとして、国に意見書を出すよう訴えています。[陳情書にはこう書かれています。「(1) 明治政府はアイヌの人たちを先住民族であると考えていました。(2) ひどくされた人たちをそれによくするための法律がありません。(3) 内閣官房長官の私的懇談会「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が1996年に報告書を書き、その紙面には「国連がどのように話すのか聞くべ

1984 パ タ、ウタリ協会 "アイヌ民族に関する法律案" カラ ルウエ ネ。ネ カンピ カ タ、先住民族 コロ 参政権 ネヤ 自立化基金 ネヤ、審議機関 ネヤ アカラ クニ プ ネ セコロ アヌイエ ワ アン ルウエ ネ。1997 パ タ アカラ "アイヌ文化振興法" カンピ カ ルア、ネ法律案 オロ ウン 文化施策 (アイヌプリ アピラサ クニ イレンカ) パテク アヌイエ ルウエ ネ。

9 チュプ 20 ト タ、北海道 高橋知事 アナク、ネ 国連宣言 ヌ ワ、"アイヌ民族 コロ 権利 アエヤイコシラムスイパ クス 審議機関 カラ クニ 政府 クコラムコロ クス ネ"、セコロ ハウエアン。

道議会 カ 知事 エネ ハウエアン ヒ ラムオシマ ワ、テ ワノ 審議機関 カラ クニ 政府 コラムコロ ナンコロ クニ アラム。

アイヌタイムズをご購入していただける方がお知り合いでいらっしゃいましたら、お声をかけていただくと大変うれしく思います。

購読連絡先: 〒055-0101 北海道平取町二風谷 80-25 萱野志朗(宛)
購読料: 1500 円 (4 号ごと/アイヌ語版のみ)
2300 円(4 号ごと/アイヌ語版と日本語版)

読者からの投稿募集:

(連絡先): 〒047-0033

浜田隆史(宛)

北海道小樽市富岡 1-32-136

電子メール: otarunay@yahoo.co.jp

ウェブページ: <https://otarunay.at-ninja.jp/taimuzu.html>

きだ」と書かれています。そして、今こうして国連で権利宣言が認められたのだから、道議会は政府に意見書を出させるべきです」と書かれています。]

ウタリ協会は 1984 年、先住民族としての参政権、自立化基金、審議機関の設置などからなる「アイヌ民族に関する法律案」を総全決議しています。1997 年制定のアイヌ文化振興法には、そのうち文化施策だけが盛り込まれています。[ウタリ協会は 1984 年「アイヌ民族に関する法律案」を作りました。その紙の上には、先住民族の持つ参政権や自立化基金や審議機関を作るべきであると書かれています。1997 年に作られた『アイヌ文化振興法』の紙面には、その法律案の中にある文化施策(アイヌ文化を広げるための法)だけが書かれました。]

北海道の高橋知事は、9 月 20 日に、この国連宣言を受け、アイヌ民族の権利にかかわる審議機関を設置するよう国に要請することを、初めて正式に表明しました。[9 月 20 日に、北海道の高橋知事は、この国連宣言を聞いて、「アイヌ民族の権利を人が熟考するために審議機関を作るように(私は)政府に相談するつもりだ」と言いました。]

道議会も知事と共同歩調をとり、今後、審議機関の設置要請を含む国への意見書提出を検討するとみられています。[道議会も知事のこのような話に同意して、これから審議機関を作るように政府に相談するだろうと思われます。]

注)アイヌタイムズの著作権は、アイヌ語ペンクラブにあります。

注)1. 赤字は、アイヌ語です。

2. 赤字のイタリック文字は、主に日本語由来のアイヌ語外来語です。